

▼○議長（糸原徳康）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 中村議員の御質問にお答えをいたします。

最初の質問は、政府の地方創生に対する考え方が、地方への財源配分も含め、国の最初の段階の考え方から最近における基本方針までの間に少し変化があったのではないかと、それについての考え方、見方を問うと、こういう趣旨の御質問でございます。

私も、議員が御指摘されてるような面があるような感じはいたしますが、私の考えを申し上げますと、地方における人口の減少は、言うまでもありませんが次の2つのプロセスから長い間かけて生じたもんであります。高度成長が始まり、大都市部とその周辺で経済発展が進み、雇用の場が急速に拡大をし、それに伴い、地方から若者が流出するというプロセスが長い年月にわたって続いた結果、生じた問題であるわけであります。

そして、そのプロセスには、当初予想しなかったような2つの大きな副作用があったということでもあります。若者が集まる大都市では、子育てが難しく子どもの数がふえない、そういう問題が出てまいりましたし、子育てがしやすい地方では、子どもを産み育てる若者たちが少なくなるので子どもがふえないと。そういうことで、そうした大きな副作用によりまして、地方だけでなく日本全体も、この人口減少のスパイラルから抜け出せないような厳しい状況に陥ったというのが現状だろうというふうに思うのであります。

したがって、長年にわたって起こったことでございますから、そうした流れを逆転をさせていくというためには、やはり大きなインセンティブですね、大都市から地方へ企業や人が移転するような強いインセンティブがなければ、市場のメカニズムではいけないわけでございます。そういう意味で、そういうインセンティブが働くような施策を国も県もとっていかなければならない。しかし、そのためには、そのインセンティブをもたらすエネルギーを地方に付与しないと、それはなかなか難しいわけでございます。

しかし、国は厳しい財政状況がずっと続いておるわけでございます。消費税の話も難しい問題でございます。この先、日本全体の財政の状況を変えていくってということは、国全体、国民全体の税に対する負担をどうするかっていう大きな問題が、その背後にあるわけでございます。そういう状況の中で、政府もできることを一生懸命やっとならねばなりませんけども、地方への人の流れを大きく作り出すほど大きなものになるかどうかということとは問われておるんだろうというふうに思います。

私どもとしましては、島根の地方創生実現に向けまして、新型交付金を始めといたしましす国の支援、施策の拡充を今後とも求めてまいりますとともに、私ども自身も、県の厳しい財政の中でいろんな工夫をして、この人口減少に対応できるような施策の展開を図っていくということが大事だというふうに考えております。

次に、こうした中で、地方創生に向けた私の決意について問うという御質問であります。

人口減少対策、地方創生を着実に進めるためには、国の施策の一層の拡充、地方財源の増強を働きかけていかなければならないということは、先ほど申し上げたとおりでございます。知事会などもそうした要請を国に対して行っているところであります。しかし、たとえ国の支援が十分でなくても、そしてまた県の厳しい財政状況がありましても、県としましては財源の捻出をし、雇用の創出につながる産業振興、子育て支援を強化するなど、できることに最大限の努力をして取り組んでいかなければならないと考えているとこ

るであります。そのために、県議会、市町村、県内各界の皆さんと連携をいたしまして、地方創生の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

次に、島根県の人口ビジョン、総合戦略についての御質問であります。市町村との問題意識の共有が必要だが、どう思ってるかという御質問でございます。

この点についてはいろんな機会に申し上げておりますが、市町村の人口目標は、幾つかの市町村では社会動態や自然動態に高目の目標を設定することにより、それぞれの市町村がその地域一丸となって人口問題に対処していこうという住民の方々、あるいは行政当局の機運を高めて、その運動に弾みをつけていこうという努力目標的な面があるわけがございます。一方、県の人口目標は、県全体として目指すべき最低ラインとも言うべき目標として、厳しい状況にありますけれども設定をしておるということでございます。先ほども申し上げましたように、その達成のためには、県自身も人口減少対策の拡充にさらに努力をすることに加えまして、政府による国の施策の拡充、地方創生財源の増強が必要でございます。この点は私どもも要請してまいりますし、知事会としてもそういう要請を行っていくということでございます。

このような状況を勘案いたしますと、各市町村が地域全体で人口問題に取り組んでいこうという機運を高めようとするのは一つの考えでございます。大事なことだと私も思いますが、市町村が直面する厳しい人口問題のそれぞれの現実や、これに対する県の考え方も御理解をいただく必要があると考えておまして、先般の市長会あるいは町村会の場でも、そういうことを申し上げたところでございます。

次に、総合戦略における中山間地域、離島対策についての御質問でございます。

議員御指摘のように、中山間地域、離島は、過疎化、高齢化が最も早く進み、人口の減少による最も大きな影響を受けた地域であることに鑑みまして、中山間地域、離島への対策は、県の最も大きな課題の一つというふうに認識をしております。このために、特に中山間地域、離島におきましては、地域の特性を生かした雇用、就業につながる産業振興を図ること、そしてまた、日常生活に必要な機能、サービスを確保し、安心して暮らせる地域を維持していくことが必要であります。そのため、県の総合戦略では、地域の特性を生かした安心して暮らせる島根づくりという基本目標の中で、中山間地域、離島対策を大きな柱として掲げ、力を入れて取り組んでいくことといたしております。

次に、総合戦略の施策のめり張りや取捨選択についてどういうふうに考えているのかという御質問でございます。

基本目標は、御承知のとおり4つでございます。雇用の創出、そして2番目に子育て支援、3番目に人の島根への定着、回帰・流入、U I ターン絡みの話でございます。そして、特に中山間地域で厳しい状況が続いておるわけでございますから、魅力ある地域社会の維持形成と、この4つを挙げておるところでございます。その中で、やはりボリュームとして非常に大きな課題であるのは1番目と2番目でございます。中山間地域を含め県全体として雇用がふえるようにするという、そのために産業振興をどのように行っていくかということは大事な課題でございます。そして、それによりまして、若者たちが島根にとどまる、あるいは島根に帰ってくる、あるいは島根に来られるという中で、若者たちの子育てに対する支援を行っていくということが大事な要素でございます。

中山間地域問題につきましては、あとの質問でまたお答えを申し上げますが、具体的な選択についてどういうふうに考えているかということで、具体例に則しまして産業振興と子育て支援について若干申し上げたいと思います。

まず、産業振興につきましては、地域産業の振興を行うということでございまして、その中にしまねソフト研究開発センターというのを、この11月に設けることにしております。これによりまして、ソフト系IT産業の振興を行う、これは都市部に限らず中山間地域にも影響は及ぶだろうというふうに考えております。それから、新しいビジネスとして地域資源を生かしたヘルスケアのビジネスを創出をしていくということでございます。

それから、島根は物づくり産業が安来などにあるわけでございますけれども、特殊鋼メーカーや関連企業の航空機産業など産業集積のポテンシャルを生かした企業の競争力を強化をしていくと、いろんな支援をしていくと。そして、中小企業の方が多いわけでございまして、事業継承を契機とした経営革新に向けた取り組みを支援することなどによりまして円滑な事業承継を図っていく、推進をしていくといったようなことがございますし、産業振興の2番目としまして、企業立地の推進ということがございます。島根県の企業立地の制度は非常に進んでおると私どもは考えておりますけれども、これをさらに充実強化をすると。さらに、そうした中で中山間地域に企業立地が進むように、いろんな手当も追加をするということを考えております。

それから、島根はやはり観光に大きな資源があるわけでございまして、観光の振興ということでは、海外現地法人を活用した海外プロモーションの展開を行うと。そして、受け入れ態勢強化による外国人観光客の誘客の拡大を行いました。そして、観光につきましては、また後ほどの質問で出てまいりますけれども、中四国各県との連携、鳥取県との連携、山口県との連携、そうしたことを進めてまいります。

農林水産業につきましては、売れる米づくりや生産販売、経営に至る総合的な支援など水田農業の推進をさらに行ってまいりますし、共同子牛育成施設の整備によるしまね和牛の産地の振興を行ってまいりますし、木質バイオマス発電の稼働に対しましても、原木増産のための生産流通基盤の整備を進めてまいります。漁業におきましては、漁獲物の高鮮度化、ブランド化などを推進してまいります。

次に、雇用対策につきましては、高校生、大学生に対するインターンシップへの参加を進める対策をとろうと考えております。また、若者と県内企業のマッチングの推進をいろんな方法で行ってまいります。それから、企業が行う人材育成定着の取り組みに対する支援の強化によりまして、新卒就職者の定着率の向上を図ってまいります。

それから、大きい項目として2番目でございしますが、子育て支援がございまして、結婚ボランティアの増員によりまして市町村や企業内への配置を図る、それによって結婚支援を行うと。それから、しまね縁結びサポートセンターっていうのをつくるわけでありまして、これが11月に松江の本部ができますし、1月に浜田でできます。こういうことを通じまして、結婚の機会をふやすとといったことをやってまいります。

それから、妊娠、出産、子育ての支援につきましては、市町村での保健・医療・福祉の関係機関と連携した相談支援体制づくりを推進してまいりますし、年度途中の保育所待機児童の解消による子育て環境の向上、国の制度の対象とならない市町村の保育、教育環境整備への支援の推進を具体的に進めてまいります。

さらに、既に申し上げておりますけれども、県議会からいただいた御意見も踏まえまして、雇用創出、子育て支援などにつきまして追加的な措置を検討中でございますけれども、10月の初めぐらいにはお示しする最終案の中に盛り込むことを考えておるといったことでございます。

次に、総合戦略当初予算についての御質問でございます。

総合戦略の施策、対策の実効性を担保するためには、必要となる財源の確保が御指摘のように大事でございます。歳入面での対応は、地方創生関連の新型交付金につきましては国の概算要求で1,080億円が計上されていますけれども、現段階では詳細は不明でございます。したがって、この新型交付金や地方交付税につきまして、総額の確保、財政力の弱い地方部への手厚い配分、地域の実情に応じて効果的に活用できるような自由度の高い交付金とするよう、引き続き国に要望してまいります。

次に、歳出面での対応でございますが、既存事業の徹底した見直しによりまして地方創生に資する内容にするとともに、新規事業の財源を捻出してまいります。こうして確保した財源を最大限に有効活用しまして、地方創生人口減少対策として効果的な事業に予算措置をしながら、現在進めている財政健全化も着実に推進していきたいというふうに思っております。今後、総合戦略策定の過程でいただいた県議会、市町村、各界からの御意見等も踏まえながら、予算編成に取り組んでまいります。

次に、国土強靱化地域計画についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうとするものだと思います。国の計画では、災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保することなどを理念としまして、東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型国土の形成などを基本的な方針としてまとめられております。

県の地域防災計画は、災害発生時の応急対策や復旧、復興対策、治水施設整備の促進など、直接的な防災対策を中心に災害発生時の被害を最小限にとどめるための計画としております。強靱化計画は、これらの災害予防対策に加え、高速道路や空港など交通ネットワークの整備充実や再生可能エネルギーの導入促進など、想定される最悪のリスクに対する平時の対策もまとめる必要があると思います。このように国土強靱化地域計画では、全ての自然災害を対象として、ハード、ソフト両面から平時に必要な施策について取り組む方針をまとめていく必要があると考えております。

次に、中山間地域対策のこれまでの成果、今後の課題等につきましての御質問であります。

中山間地域における地域運営につきましては、議員御指摘のように、もともと集落ごとの対策を進めてまいりましたが、次第に広域的な対策が求められるようになり、現在は公民館選びを基本とする取り組みを推進しております。一方、人口減少問題に対処するためには、長期的視点に立って中山間地域の積極的な地域再生を図っていくことが重要であり、住民主体の議論を踏まえ、市町村と一緒に小さな拠点づくりなどを進めてまいります。

小さな拠点づくりは、3つの側面があるわけでございます。買い物などの生活機能を確保する、交通弱者など生活交通を確保していく、6次産業など地域産業の振興の3つでございます。やはり、その中で雇用の場がふえるということが大事でございますが、産業面では中山間地域のさまざまな地域資源を活用した産業振興を図り、その収入が地域内の消費活動につながるような経済の好循環を形成するように行ってまいります。ソフト系IT産業や製造業を対象に、中山間地域への企業立地対策を強化する考えでございます。これはまだ具体的なところは詰めておる段階でございます。

それから、単体の事業では収益性や雇用力が十分でない場合におきましても、事業の複合化や多様な経済主体の参加を通じまして雇用の場を創出をしていきたいと考えておりま

す。いわゆる半農半Xをさらに拡大をすとか、あるいは農林漁業体験プログラムを観光に活用すとか、あるいは農家でレストランをされるとか、あるいは産直施設を拡充をする、そんなようなことも具体的な取り組みとして考えております。

また、住民主体の取り組みの基礎となる地域の人材確保育成のため、地域づくりの担い手の世代交代や若い人の参画を積極的に推進してまいります。UIターン者や地域おこし協力隊など、外部人材の確保も促進してまいります。住民主体の取り組みをコーディネートしたり、リーダーの活動をサポートしたりする人材の配置を大幅に拡大してまいります。こうした考えに立ちまして、中山間地域で住み続けることができる条件を確保しながら、地域の魅力を高め、若い世代の定住につなげていきたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーについての御質問でございます。

国のエネルギー政策におきましては、再生可能エネルギーは太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などとされており、国はそれぞれの特性を踏まえまして、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入拡大を図る考えでございます。国は今年7月に、この考え方に基きまして政策決定を行っておりますが、エネルギーミックスでは、2030年度に再生可能エネルギーの構成割合を22%から24%程度に設定をするということをされております。また、エネルギーミックスと整合性のとれた温室効果ガスの削減目標を設定をしております。

県は、こうした国の決定との整合性を確認をいたしまして、先般、再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画を策定をいたしました。その中で、再生可能エネルギーの発電に占める比率の目標であります。国は先ほど申し上げましたように2030年度に22%から24%とする目標でございますが、県は2019年度に30%にするといった高い目標を早く実現するよう設定をしているところでございます。

次の御質問は、宍道湖・中海の水環境保全の取り組みについての御質問であります。

宍道湖・中海は豊かな水産資源や美しい景観に恵まれ、県民にさまざまな恩恵をもたらしてきたかけがえのない財産であります。平成元年に両湖の水環境の保全対策を総合的かつ計画的に推進するため、湖沼計画を策定し、国や流域市町とともに実施をしております。そして、平成17年11月にラムサール条約に登録をされまして、これを契機に、島根、鳥取両県による一斉清掃などが始まりまして、県民の幅広い参加によりまして、この中海・宍道湖の恵みを守り育てようとする意識が広がってきているというふうに思います。自然環境に配慮した農業の推進などに対する理解も広がっておりますし、下水の処理なども進んできたわけでございますけれども、水質につきましてはいまだ環境基準が達成できていない状況でございます。ラムサール登録10周年となる今年は、第6期湖沼計画が始まる年であります。湖への親しみを持って守り育てようとする住民の意識をさらに高め、環境保全の取り組みが一層進むよう、国や流域市町とともに努めてまいります。

次に、地域医療構想についての御質問でございます。

国は、急激な高齢化の進展の中で、社会保障制度を持続可能なものとするため医療体制の効率化を図る観点から、各都道府県に地域医療構想の策定を義務づけております。県としましては、病床機能の見直しや在宅医療の推進といった国全体の医療の方向性には基本的にしっかり対応していく必要があると考えております。他方、地域によって病院施設や医療従事者の状況は異なっております。また、介護サービスの受け皿や高齢者の生活状況等もさまざまあります。そのため、地域の実情に応じ、住民の方が真に安心してできるような多様な医療の提供体制をつくることは必要だというふうに考えております。

来年度を目途に作成をいたします地域医療構想は、法令により国が示した方式で当面作成することとなりますが、それは将来の各地域のあるべき医療体制を議論していく上での出発点となるようなものでありまして、これで全てが決まるというものではないというふうに理解をしております。現在、圏域ごとに設けたこうした検討の場で、医療や行政の幅広い関係者が医療構想について検討を始めたところでありまして、そうした議論を通じまして、各地域に望ましい医療体制をつくっていかねばならないというふうに考えております。そして、取り組みの過程で明らかとなった課題につきましては、国に対して正確に意見を伝え、制度の柔軟な運用や見直し、必要となる財源の確保などを求めていく考えであります。

次に、離島や中山間地域における結婚支援の具体的な取り組みについての御質問であります。

離島や中山間地域における結婚につきましては、独身の女性、男性もそうだろうと思えますけれども双方が少ないといったこと、あるいは出会いの場が少ないことなどから深刻な状況にあるというふうに思います。

今後、結婚対策を県全体で強化してまいります。離島、中山間地域におきましては、その実情を踏まえまして、次のような取り組みを実施する予定であります。いわゆるはっぴいこーでいねーたーがない、あるいは少ない離島、中山間地域を含めまして、はっぴいこーでいねーたーの方々を全市町村に配置をしております。また、先ほど申し上げましたが、しまね縁結びサポートセンターを松江と浜田に設置をいたします。これは、それぞれの市町村の域内で出会いをすることじゃなくて、県内で結婚の希望のある方々の要望を全部まとめまして、そうした中で見合いの場を広くしようというセンターでございまして、市町村を超えた広域的な出会いの場づくりを進めてまいります。

また、中山間地域など、ゆったりした場所での暮らしに魅力を感じずる都市の若者たちが非常にふえてるわけでございます。そういう方々が島根においていただくよう、市町村や島根定住財団と連携をしまして、体験型婚活ツアーでありますとか、あるいは農業の分野で働いていただくように移住をしていただくとか、そういうことを進めてまいります。東京でのしまねUIターンフェアでは、子育て、縁結びブースを設けまして、子育てや結婚に係る支援策について情報提供、あるいは勧誘を行ってまいりたいと思っておるところでございます。県としましては、離島、中山間地域の地域課題にもきめ細かく対応していきたいと考えておるところであります。

次に、TPP協定への対応についての御質問であります。

この問題につきましては、県議会とも一緒になりまして国に要望してきておりますが、引き続き次のような点を要望していく考えであります。1つは、影響が甚大な農産品などにつきましては関税の撤廃の例外措置を確保すること、2番目に、交渉の進展について適時に十分な情報提供、説明を行うこと、3番目に、国益を損なうというようなことになるのであれば、TPPの参加を含め国民の意向をよく汲んで慎重な対応をすること、この3つであります。一方、TPP協定への参加いかんにかかわらず、農林水産業につきましては、地方創生戦略の方向も踏まえ、地域の特性に応じた再生強化に向けた施策を講ずることが重要であります。県におきましても、担い手の確保、農地集積等による経営基盤の強化、売れる物づくり、6次産業化等の取り組みを一層進めていく考えであります。

次に、農協改革についての御質問であります。

このたび農協法の改正案が可決成立いたしました。これまで国には次のように要望し

ておるところであります。農協改革の制度的運用に当たっては、農協が地域で果たしている役割などの実態を十分に把握し、農業者、農業団体、地域住民などの意見を踏まえ、現場に即した改革となるよう配慮すること、これが重要であると考えております。県としましては、今後とも改革の趣旨である農業者の所得向上に向け、JAしまねと連携をしながら、農業、農村の振興に取り組んでまいります。

次に、農水省の耕作放棄地への課税強化の問題について申し上げます。

農水省は平成28年度税制改正要望の中で、農地中間管理機構への貸し付けなど、農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化、軽減等の措置を要望しております。しかし、これ以上の説明は農水省からはされておらず、詳細は不明であります。こうした議論につきましては、実態を十分に踏まえまして、政府・与党の税制改正の議論の中で慎重に検討されるべきであるというふうに考えております。

次に、しまね和牛の振興についてであります。

しまね和牛につきましては、子牛価格は全国の価格に比して安いことや、繁殖雌牛の頭数あるいは生産農家の数が減少しているという課題があります。この課題に対しましては、これまで次のような対応をしておりますが、一定の成果があります。質の向上につきましては、全国トップクラスの種雄牛が誕生しております。高い産肉能力を持った繁殖雌牛への世代交代が進んでおります。量の確保につきましては、農外企業の参入が増加をしております。また、集落営農組織等が新たに牛を導入して子牛生産を開始するなどの成果が出ておるといふふうに思っております。さらに、こうした数をふやすことが大事であると考えておりますが、新規参入者等への増頭をサポートするため、共同の子牛育成施設整備を支援をしたり、あるいは中核経営体による増頭、牛の数をふやすっていうことでありますが、増頭支援を行う、低コストの飼料を安定的に確保するため、放牧や水田、飼料作物の活用等、耕畜連携の推進を一層進めるなど、生産基盤の強化を進めてまいります。

次に、林業の成長産業化に向けた取り組みについての御質問であります。

これまで循環型林業の確立に向けた取り組みにより、近年、木材生産量の増加や原木自給率の向上などの成果が出ております。木材生産量は、平成23年度に31万立方メートルでありましたが、平成26年には41万立方メートルに増加しております。県産原木自給率は24%でありましたが、平成26年には33%まで上昇をしております。しかし、原木自給率は33%で、原木増産にはさらなる余地があるわけでありまして、今後、3つの対応を考えております。1つは、生産基盤整備や県独自の主伐促進策による原木やバイオマスの増産。大阪など大都市での展示商談会による販路開拓により、県外出荷量の拡大。3番目に、伐採跡地での着実な再植林の推進。こうしたことによりまして林業の循環を本格軌道に乗せ、林業の成長産業化を促進する考えであります。

次に、島根県の6次産業化推進についての御質問であります。

国は、6次産業化の推進を農林水産業の成長戦略の柱の一つに位置づけ、近年、その推進の核として、農林漁業成長産業化ファンドの積極的な活用を推進しております。一方、中山間地域等を多く抱える島根県におきましては、こうした国の制度活用に至らない単独での小さな取り組みが多いわけでございます。このため、県では平成26年度から、多様な事業者が連携をして、生産、加工、販売が一体となった取り組みでありますとか事業規模の拡大に向けた取り組みなどを県単事業で支援をしております。今後、市町村や関係団体等と連携した支援体制を強化しつつ、引き続き6次産業を推進していく考えであります。

次に、観光における広域連携についての御質問であります。

まず、お隣の鳥取県との関係では、観光庁がインバウンド対策として進める広域観光周遊ルートにつきましては、7月に鳥取県と共同で国へ追加認定するよう要望を行ったところであり、また、8月に国土交通大臣が来県された際には、同様の要望を私から直接行いました。

次に、山陽、四国との連携であります。広島県とはやまなみ街道沿線の情報発信や神楽のPRを行っておりますが、今後、温泉やスキー場などを活用した浜田道沿線の誘客を強化をしたり、さらに、愛媛を加えまして3県で、やまなみ街道としまなみ海道を活用した日本海から太平洋までの広域周遊に取り組んでまいります。山口県とは、萩の世界遺産、津和野の日本遺産などを活用し、さらにSLやまぐち号や萩・石見空港を活用した連携をさらに強化していく考えであります。中国5県では、官民が連携をしまして海外へのプロモーションを行っております。先般はタイで行いましたが、今後はせとうち・海の道ルートと山陰ルートを結びつける取り組みも進める考えであります。今後、各県と連携を密にしながら、インバウンドを含む広域観光の推進に積極的に取り組んでまいります。

最後になりますが、中小企業、小規模企業振興に向けた対策についての御質問であります。

御指摘のように、島根の中小企業は事業所数で全体の99%を占め、その8割以上が小規模企業であり、地域経済と雇用の中心的な担い手であります。一方、競争の激化や経営者の高齢化、人手不足などにより厳しい環境にあります。県では、こうした課題に対応するために、商工団体や金融機関などと連携し、さまざまな対策を実施しております。企業ごとの経営プランの策定支援、経営技術や販路などの専門家派遣や制度融資、地域資源を活用した新商品開発、販路開拓への助成などを行っておりますが、今後さらに企業の経営力強化に向けた新たな分野への挑戦の支援でありまして、具体的には、地域資源を生かした新産業の創出に向けたヘルスケアビジネスの創出の促進、バンコクでの島根オフィスを設置しておりますが、そうしたところを通じまして、海外での受注開拓や進出に向けた支援を行ってまいります。また、事業承継の促進につきましては、円滑な承継に向けた計画の策定支援、後継者による新商品開発、販路開拓などの取り組みへの支援、事業承継の意識づけのための普及啓発や相談対応など、きめ細かい支援を行ってまいります。以上でございます。

▼○議長（糸原徳康）▽ 丸山政策企画局長。

〔丸山政策企画局長登壇〕

▼○政策企画局長（丸山達也）▽ 私からは、国土強靱化の地域計画の策定スケジュールについてお答え申し上げます。

国土強靱化の県計画を策定をするために、現在、各部局の職員等から成りますワーキンググループを立ち上げまして、計画の対象と考えられます施策についての現状の確認や今後の取り組み方針について整理をしてるところでございます。今後、11月議会に素案を御説明した上でパブリックコメントを実施し、2月議会に案をお示しし、いただいた御意見を踏まえて、年度内に策定をしたいと考えておるところでございます。以上でございます。

▼○議長（糸原徳康）▽ 藤間健康福祉部長。

〔藤間健康福祉部長登壇〕

▼○健康福祉部長（藤間博之）▽ 私からは、医療、介護など大きく4項目、6点についてお答えをいたします。

最初に、医療介護総合確保基金についてであります。



4月中旬に国から基金の内示があり、大変に厳しい内容が示されたことから、早速知事と私が上京いたしまして、厚生労働省に対し、島根県の現状や課題を説明をし、必要な事業は継続的に実施できるよう強く要望したところでございます。また、全国的にも同様の配分状況であったことから、7月末の全国知事会においては緊急要望が取りまとめられました。その後、国からは、2次配分に当たって各県の事情にも十分配慮するという考えが示されたものの、病床の機能分化、連携のための施設整備に重点化するという基本的な方針は変わらないという説明がございました。このようなことから、島根県が要望している事業への配分に関しては極めて厳しい状況であるというふうに認識をしております。今後、国の2次内示に向けまして、島根県の状況や医療従事者の確保対策等の必要性を理解してもらえよう、あらゆるチャンネルを通じて働きかけてまいります。

次に、基金事業の来年度に向けた対応についてでございます。

国の平成24年度の経済対策で始まりました地域医療再生基金によりまして、これまで医師の奨学金や地域医療支援センターの運営など、重要な対策を実施してまいりました。再生基金は本年度末で終了いたしますが、その後継として医療介護総合確保基金が設けられておりまして、医療従事者の確保対策等にも利用できるということが法律上明記をされております。県といたしましては、この新たな基金を活用して、奨学金の貸与など必要な事業を継続的に実施していきたいと考えております。

一方で、議員御指摘のように基金の配分方針に関して、来年度も今年度の考え方が踏襲された場合には、継続が必要な事業の財源確保は極めて厳しい状況になるというふうに見ております。そのため、国に対しましては、先ほどの2次内示に向けた取り組みと同様、島根県の実情をよく説明をし、基金の配分を働きかけてまいります。また一方で、県といたしましても、これまで実施してきた事業につきまして、より効果的、効率的な内容になるようによく検討していきたいというふうに考えております。

次に、地域包括ケアシステムの構築に当たっての医療と介護の連携に向けた現在の取り組み状況ということでございます。

地域包括ケアシステムのよりよい構築に向けては、御指摘のとおり医療と介護の連携が最も重要であるというふうに認識をしております。そのためには、介護保険の主体である市町村や介護の事業者、また一方で在宅医療の中心を担う医師会や医療機関、この相互の情報共有や連携、協力した事業実施が不可欠だというふうに思います。その円滑な推進を図る手法といたしまして、国から取り組みの方向が示されておりまして、地域医療における医療介護資源の把握ですとか、それを踏まえた課題の抽出、対応策の検討、医療介護関係者の相談支援や研修、これら8項目の事業を平成30年度までに実施をするということになっております。県といたしましては、市町村がこうした取り組みをしっかりと進めていくことができるよう積極的に支援する考えでございます。現在、保健所が中心となりまして、それぞれの取り組みの作業シートを作成をしたり、あるいは進捗状況を確認するヒアリングや会議を行っているところでございます。今後とも、医療介護関係者の顔の見える関係づくりというのを全ての市町村が積極的に取り組むこととなるように、引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。

次に、認知症対策についてでございます。

県では、認知症の早期発見、早期対応に向けまして、1つには、地域での医療拠点となる認知症疾患医療センターの運営、それからまた2つには、市町村による認知症対策の取り組みへの支援、これを2本柱として取り組んでおります。1つ目の柱につきましては、

議員御指摘があったように、10月に地域型の認知症疾患医療センター、これが安来第一病院と益田市の松ヶ丘病院に開設をされる、また島根大学医学部の附属病院を含めまして、県の東部、中央部、西部の3カ所で体制が整います。これによりまして住民の利便性が高まりまして早期対応が可能になるとともに、今後この地域型のセンターにおきましては、医療介護関係者の協議の場づくりですとか、かかりつけ医や介護職員の研修などを担っていくっていうことになっております。

一方で市町村は、保健師や介護福祉士などの専門職が認知症前の初期の段階で自宅を訪問し、本人や家族のサポートを開始する体制、これを平成30年度までに整備をしていくこととなります。県といたしまして、この認知症疾患センター同士の定期的な連絡会議の開催ですとか市町村の専門職の育成に対する支援を行うことによりまして、認知症の早期発見、早期対応に向けた体制整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、認知症施策における医療と介護の連携についてでございます。

認知症は、単に治療という医療的側面だけではなく、日常生活における暮らしですとか生活環境にも大きくかかわることから、医療と介護の連携が重要であるというふうに認識をしております。特に、認知症患者のかかわりが深いかかりつけ医ですとか日常的な介護に当たる訪問看護医、介護員、これが認知症に対する正しい知識を持って、日ごろから相互に情報を共有しながら容体の変化に早期に対応できる体制、それをつくるのが大切でございます。そのためには、専門的知識を有する認知症サポート医、これはかかりつけ医の相談役でございます、また市町村、地域包括支援センターのアドバイザー役でもありますが、この存在が重要になります。県といたしまして、国への派遣研修を通じたこの認知症サポート医の養成、また医療介護関係者に対する研修によりまして、認知症施策における医療と介護の連携に取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後に、生活困窮者対策について、相談支援の実施状況と県の取り組みがどうかということでございます。

生活困窮者自立支援制度は本年4月に始まりまして、6月までの3カ月間の新規相談件数は県全体で486件となっております。市町村による制度周知も含めまして、まずは円滑に動き出したものというふうに認識をしております。

次に、この間の取り組みで見えてきた課題ということでございますが、本年の9月に行った市町村アンケートでは、次のような点が明らかになりました。1つには、生活困窮者の相談内容が就労の問題ということだけではなくて、個人の健康ですとか家族の問題といったことに多岐にわたりまして、適切な支援策が早期に見出せない事例があるということ。それからまた、相談者の心情や状況に応じて支援策を本人と一緒に考えるというような相談技術の向上が必要であるということ。それから3つには、直ちに就労できない方の職業体験の場や居場所などを確保する必要があるといったことでございます。

こうした課題に対しまして、県といたしましては、まず市町村の相談員は研修を強化するとしておりまして、困難事例の検討ですとかカウンセリング技術の習得といった、より実践的な内容を研修に盛り込んでいくということとしております。また、就業体験の場や居場所の確保につきましては、島根県社会福祉協議会と連携いたしまして、福祉事業所の受け入れ先など、その開拓を進めてまいります。いずれにいたしましても、新たな制度が動き出したばかりでございます、今後さまざまな課題が生じてくるというふうに考えられますが、制度が円滑に運用されるように引き続き市町村とともに取り組んでいきたいというふうに考えております。私からは以上でございます。

▼○議長（糸原徳康）▽ 中村議員の質問に対する答弁の途中ですが、この際しばらく休憩し、午後1時から再開いたします。

◆午前11時57分休憩

◆午後1時2分再開

▼○議長（糸原徳康）▽ それでは、会議を再開いたします。

午前中に引き続き中村議員の質問に対する答弁を求めます。

坂本農林水産部長。

〔坂本農林水産部長登壇〕

▼○農林水産部長（坂本延久）▽ 私からは4つ、質問に対してお答え申し上げます。

1つ目は、現在農林水産部で検討中の新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の次期戦略プランの策定の方向性についてでございます。

これにつきましては、議員御指摘のとおり、現在策定中の地方創生総合戦略との一体的な施策展開が重要でございます。このため、地方創生と連動したプロジェクトですとか、同様の成果指標、KPIを設定しまして、具体的な実施につなげていく考えでございます。また、今後の農林水産業を取り巻く情勢の変化ですとか国の施策の動向などを的確に反映しながら、本県の実情に合ったプランとして取りまとめている所存でございます。

続きまして、2点目の御質問でございます。農地中間管理機構の実績が本県において低調であったこと等の分析についてでございます。

新規の農地集積の面積につきましては538ヘクタールでございますけれども、近年の農地集積面積が年間100ヘクタールから300ヘクタールで推移しておりますことを鑑みますと、昨年度は従来よりは集積が進んだものと認識しております。しかしながら、国から示された目標に対しての農地中間管理事業の寄与度などが低くなっていることは事実でございます。その理由といたしましては、次のようなことが考えられます。1つは、議員御指摘のとおり、これまでは農地利用集積円滑化事業によりまして市町村が中心になって農地集積が進められてきたところでございますが、一方、農地中間管理事業では県の機構が主体になるなど、これまでと大きく異なる制度となっております。このため、農業者等への事業内容の周知が十分でなかったということが上げられます。また、こうしたこともございまして、推進体制づくりに時間を要し、農地の出し手の確保ですとか借り受け希望者とのマッチングが十分にいかなかった点があるといったようなこと。さらに、農地中間管理事業につきましては貸借期間が原則10年と長く、5年程度を希望される受け手との要望と制度がそぐわなかった点があることなどがあると考えているところでございます。

続きまして、3点目の御質問でございます。農地の流動化を図るためには、農家が安心して農地を貸し出せる環境づくりが必要という御質問についてお答え申し上げます。

農地集積を円滑に進めるためには、農地中間管理機構が地域の話し合いに積極的に参加することなどによりまして、出し手と受け手との信頼関係を構築する必要があります。このため、これまで農地の流動化に大きな役割を果たしてきた市町村との連携を、より強化していくことが重要であると考えております。このため、今年度から地域の実情に通じた方を機構の推進員として圏域ごとに配置いたしまして、地域に密着した事業推進に当たることとしております。

最後に、4点目の御質問でございますが、農地中間管理事業に関しまして、施策に地域

的な差を設けるべきとの御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、地域によって事情が異なる中、県として農地集積を円滑に進めるため、国に対しまして担い手不在地域の農地を引き受ける担い手、受け手に対する支援策の充実ですとか、地域の実情に応じた制度の柔軟な運用について要望してきているところでございます。こうした中で、来年度に向けた農林水産省の概算要求におきましては、受け手支援のための新たな交付金の要求が行われておりまして、また、制度の柔軟な運用についても検討されているところと聞いているところでございます。引き続き県としては、国に対して中山間地域の担い手への支援策の充実や地域の実情に応じた制度運用について強く要望してまいる考えでございます。以上でございます。

▼○議長（糸原徳康）▽ 富樫土木部長。

〔富樫土木部長登壇〕

▼○土木部長（富樫篤英）▽ 土砂災害対策事業について2点、県道整備について1点、御質問がありました。

まず、土砂災害対策事業について、国の採択要件の緩和を国に求めていく必要があるのではとのお尋ねでございます。

土砂災害対策事業の国の採択要件は、事業を優先すべき箇所について国から示されてるものと理解しております。本県では、この要件を満たす箇所であっても未対策の箇所が数多く残されてることから、まずはこれらの箇所から優先的に事業を進めていく必要があると考えております。しかしながら、要件に該当しない箇所についても今後対策が必要となることから、採択要件の緩和については中長期的な課題として認識しております。いずれにしましても、限られた予算の中、地元で緊急性、コスト等、総合的に判断し取り組んでまいります。

次に、国の採択要件に該当しない危険箇所に対する取り組みについてお尋ねがありました。

国の採択要件に該当しない危険箇所のうち緊急性の高い箇所については、県単独事業による取り組みのほか、他の土砂災害対策を所管する部局と連携して取り組むとともに、あわせてハザードマップによる周知などのソフト対策についても、市町村と連携して取り組んでまいります。

最後に、総合戦略を基盤の面から支える中山間地域、離島における今後の県道整備についてお尋ねがありました。

県道の整備については、高速道路へのアクセス道路や生活圏中心都市へ連絡する道路など幹線道路、その他の道路を生活関連道路として位置づけ、これまで幹線道路の整備を重点的に行ってきたしております。また、生活関連道路については、おおむね50戸以上の集落から幹線道路や市町村中心部を連絡する区間を優先整備区間として整備してきており、改良率は生活関連道路全体で47%であるのに対し、優先整備区間は69%となっております。今後、総合戦略において中山間地域や離島で安心して住み続けるための条件整備に当たり、日常生活に必要な機能やサービスを集約化することなどによって維持強化し、あわせて交通弱者の移動手段を確保する交通対策の検討を進めることとしております。土木部といたしましては、この検討状況を注視し、地域と連携しながら必要な道路整備について検討していきたいと考えております。以上でございます。

▼○議長（糸原徳康）▽ 藤原教育長。

〔藤原教育長登壇〕

▼○教育長（藤原孝行）▽ 4点についてお答えいたします。

1点目は、しまねの学力育成推進プランの取り組み状況と全国学力・学習状況調査を踏まえた今後の取り組みについてであります。

まず、しまねの学力育成推進プランの取り組み状況ですが、県の教育委員会と市町村教育委員会の共同組織である学力育成会議を設置し、連携して学校現場への指導や支援を実施しております。そして、授業の質の向上、家庭学習の充実、学校全体での対応をプランの3つの柱に据え、具体的な取り組みを推進しています。授業の質の向上では、県の指導主事が学校に出かけて研修を行う出前講座や学校訪問指導を充実し、校内研修を活性化させ、教員の指導力の向上を図っています。家庭学習の充実では、全ての児童生徒の保護者に配布している広報紙教育しまねで、スマートフォンなどの使用時間と学力の関係を紹介し、家庭での規則正しい生活の確立を呼びかけています。そして学校全体の対応では、学校を組織的に運営する力を向上させ、子どもたちが学習しやすい環境を整えるため、各学校の管理職やミドルリーダーの研修を計画的に実施しています。

今年度の全国学力・学習状況調査については、中学校理科を除いて平均正答率が全国を下回る、全問正解やそれに近い児童生徒の割合が全国に比べて低い、記述式問題の正答率が全国を下回るものが多い、小学校の算数については算数の勉強が好きな児童の割合が全国で最も低いなど、大変厳しい結果でした。こうした結果を踏まえて、有識者などから幅広く学力育成に関する意見を聞く会を開催する、算数指導のプロジェクトチームを立ち上げて学習指導の改善充実に取り組む、全ての小学校を訪問し、授業改善に向けて指導、助言を行うなどの新たな取り組みを実施してまいります。

2点目は、高校卒業時の県内就職に向けた取り組み状況と、その成果。県外へ進学する高校生が、将来島根に帰ってくるような取り組みについてです。

まず、県内就職に向けた取り組みですが、県内の求人確保策として、県、島根労働局、教育委員会が一体となって早期の求人確保に取り組んだり、各学校が地元企業の求人開拓をしたりして、県内就職しやすくなるような環境づくりを行っています。また、県内企業の説明会や企業見学を通じて、高校生の県内企業への理解促進を図っています。

県内就職率が低い県西部の高校でも、地元企業へ関心を向けるため、江津工業高校では、地元企業説明会への3年生全員の参加や、地元企業担当者と生徒、保護者との交流会の開催、益田翔陽高校では、地元企業に就職した先輩を招いて全校生徒への現状報告会を実施などの取り組みを行っています。さらに、高校生が県内企業と主体的にかかわる取り組みとして、インターンシップや地元企業と連携した課題研究、商品開発などに取り組んでいます。こうした取り組みにより、専門高校を中心に高校生の島根に対する意識は高まっており、就職を希望する生徒の県内就職率も年々増加しております。

次に、県外へ進学する高校生が将来的に島根へ帰ってくるような取り組みについてですが、普通科高校でも企業見学や説明会、地域課題解決学習などを実施しております。例を挙げますと、益田高校では大学卒の求人を出す県内企業を集めた企業説明会を実施し、大学卒業後の県内就職を考える機会を提供しています。そして、松江北高校や浜田高校など多くの高校で地域の課題の解決策を考える学習に取り組んでいます。また、高校生のしまね学生登録を奨励しています。これは、高校卒業後に県内企業の情報などを届けて県内就職に関心を持ってもらうために、ふるさと島根定住財団が行っている登録制度ですが、現在、高校卒業時の登録状況は5割となっています。登録数がふえるよう呼びかけ、県内就職への関心を高めていきたいと考えています。

3点目は、県立高校の県外からの入学者数の推移、県外生徒募集の取り組みについてです。

県立高校では、県内中学生の進路保障の観点から、県外生徒受け入れ枠は各校原則4名以内としております。しかし、離島、中山間地域の8校と浜田、隠岐両水産高校では、地域の中学校卒業予定者数が入学定員に満たないことや島根の水産業維持のため、この上限を撤廃し、県外からの生徒を積極的に受け入れています。積極的な県外生徒募集を開始したのは平成22年度入試からですが、その当時、県外からの入学生は県全体で54名でした。平成27年度には151名に増加しています。県教育委員会としては、地方創生、人口減少対策の観点も踏まえ、次の入試から新たに安来、情報科学、大東、三刀屋、邇摩、江津、江津工業、浜田商業、益田翔陽の9校について、県外生徒受け入れ枠の上限を撤廃することとしました。今後も県外生徒を積極的に受け入れ、教育活動の充実、学校の活性化に努めてまいります。

4点目は、平成28年度全国高校総体の島根県での開催準備状況と大会を成功させるための取り組みについてです。

中国ブロックで開催される高校総体の開催まで1年を切りました。島根県では、体操、新体操、柔道、ボート、テニスの5種目を開催いたします。今年4月に県実行委員会を設立し、関係機関と連携して、宿泊や輸送、緊急時の対応などについて協議を進めています。これを受けて、会場地となる市町においても実行委員会が設立され、県から派遣した各競技の専門教員と一緒に準備が進められています。

大会を成功に導くためには、選手の強化はもとより、競技や大会運営の補助に携わる高校生活動に取り組むことが重要だと考えています。選手の強化策としては、県内で開催される5種目について、男子6校、女子7校を特別強化校に指定し、県外遠征や強豪校を招いての合宿を行っています。また、大会を支える高校生活動の取り組みとしては、この夏の近畿総体へ、3つの高校から5名の生徒を派遣し、大会運営などの状況視察を行いました。あわせて、今月には出雲市駅や浜田駅などJRの5つの駅で、8つの高校から34名の生徒が参加し、大会開催のPRを行っています。高校総体は、選手はもちろん、競技の運営補助や大会のPRなどを行う高校生によって支えられています。多くの高校生が何らかの形で大会にかかわり、全国から訪れる選手をおもてなしの心で迎え、高校生のスポーツの祭典を盛り上げてまいります。以上です。

▼○議長（絲原徳康）▽ 服部公安委員長。

〔服部公安委員会委員長登壇〕

▼○公安委員会委員長（服部京子）▽ 中村議員の御質問にお答えいたします。

公安委員会の任務は、警察の民主的運営を保障するため中立公正な立場で警察を管理することです。私は、県民の代表として、県民目線に立ってしっかりと意見を述べるよう努めてまいりました。また、これまでの2年間で、警察署、駐在所などを積極的に視察督励してきたほか、長期にわたり困難な捜査を地道に続けている捜査員や、災害現場などにおいて命がけで人命救助や行方不明者の捜索活動等に従事した職員への激励を行ってきました。こうした活動を通じまして、警察業務の労苦とその職務のとうとさについて、私なりに理解できたものと思っております。このように現場の実態を十分に踏まえた上で、真に血の通った管理に意を用いることにより、職員一人一人が使命感と誇りを持って職責を果たし、県民の皆様の信頼に十二分に応えてくれるものと信じております。

さて、本県における治安情勢に目を向けてみますと、刑法犯の認知件数は大幅に減少し

ているものの、高齢者が被害となる事件、事故が後を絶たない状況にあります。また、体感治安に影響を及ぼしている未解決事件の一日も早い解決が望まれているところです。このような厳しい状況下にあつて、県警察におきましては、関係機関とも連携いたしまして街頭防犯カメラの設置促進や、高齢化が進む本県の特徴を十分に踏まえた治安災害対策を強力に推進しているところであり、必ずや県民の皆様の期待に応えていくことができると確信いたしております。良好な治安維持は県民共通の願いであり、公安委員会といたしましては、日本一治安のよい島根の実現に貢献できますよう、県警察と信頼と緊張の関係を保ちながら尽力してまいる所存であります。どうか議員各位を始め県民の皆様には、公安委員会、そして県警察に対し一層の御理解と御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。私の答弁とさせていただきます。

▼○議長（糸原徳康）▽ 米村警察本部長。

〔米村警察本部長登壇〕

▼○警察本部長（米村猛）▽ 新本部長としての抱負と、安全で安心な地域社会実現のための対策について御質問をいただきました。

まず、警察本部長としての抱負について申し上げます。

本県における刑法犯認知件数は、本年8月末現在2,246件であり、昨年同期比で778件減少しております。数字の上では各種犯罪抑止対策が一定の成果を見ている状況にあります。その一方で、県警察の数年来の重要課題であります県立大学女子学生被害に係る死体遺棄等事件は、犯人未検挙のまま6年目を迎えているほか、高齢者が被害者となる特殊詐欺や交通死亡事故の発生など、いまだ県民の皆様が安全・安心を真に実感されている状況には至っていないものと認識をしております。そこで、日本一治安のよい島根を目指し、こうした諸課題に向け職員一同全身全霊で取り組むとともに、加えて県民の皆様にも御協力をいただき、温かいまなざしを持った地域社会全体での総合的な対策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、安全で安心な地域社会を実現するための対策について申し上げます。

今日、技術の進展や人口構成など社会状況が大きく変わってきております中で、犯罪の被害に遭いやすい方に対する新たな事態に対して、警察としての的確に対応していくことが求められております。こうした中、警察といたしましては、子ども、女性、高齢者の安全を確保するため、声かけ、つきまとい事案に対する先制的な予防活動、高齢者宅への訪問活動、地域安全情報の提供、パトロール活動などの犯罪抑止対策と各種捜査による検挙対策を強力に展開しているところであります。

議員御指摘のとおり、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、警察だけの力ではなく、防犯ボランティア、自治会、事業所を始め関係機関、団体などとの連携協働を進めていくことが重要であります。地域コミュニティーの弱体化が懸念される中、高い志を持った皆様の御協力を得て、地域社会における重層的なセーフティーネットを構築し、安全で安心な地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。